JOYO BANK NEWS LETTER

2025 年 9 月 5 日

茨城県内 6 金融機関による手形・小切手の全面的な電子化に向けた推進について

常陽銀行（頭取　秋野　哲也）は、このたび、手形・小切手の全面的な電子化に向け、茨城県内に本店を置く金融機関と共にお客さまの業務効率化と生産性向上に資するデジタルサービスへの移行を推進していくこととしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本取り組みは、お客さまの利便性向上に資するため、金融機関の業態の垣根を越えた連携により実施するものです。

当行では、今後も県内金融機関との積極的な連携をはかり、地域社会の持続的成長に貢献してまいります。

記

1. 目的

政府は 2021 年 6 月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「2026 年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを決定しております。

当行は、茨城県内に本店を置く 6 金融機関と連携することで、茨城県内企業における決済のデジタル化促進により一層取り組み、「業務効率化による生産性の向上」や「手形・小切手の現物紛失等のリスク低減」、「印刷不要等によるコスト削減」、「紙削減による環境負荷低減」を図ってまいります。

2. 共同で取り組む金融機関

銀　　行	常陽銀行、筑波銀行
信用金庫	水戸信用金庫、結城信用金庫
信用組合	茨城県信用組合
ＪＡ	茨城県信用農業協同組合連合会および会員農業協同組合

3. 共同推進内容

(1) 「手形・小切手の全面的な電子化」に関するお客さま向けチラシの共同作成
(2) 手形・小切手の全面電子化に向けた活動共有、勉強会開催
(3) お客さまの電子決済取引（「電子記録債権（でんさいサービス）」や「法人インターネットバンキング」）の移行サポート
(4) 茨城県内共通ロゴマーク（手形・小切手電子化宣言）の展開

4. 連携日

2025 年 9 月 5 日(金)

以 上

常陽銀行 | MEBUKI めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行
〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5
Tel. 029-231-2151 (代表)　www.joyobank.co.jp

（参　　考）

常陽銀行では、手形・小切手をご利用いただいているお客さまを対象に、「電子決済取引意向調査」を実施しました。お客さまの回答結果は以下のとおりとなります。

調 査 名：手形・小切手の全面電子化（電子決済取引意向調査）
対象企業：常陽銀行にて手形・小切手を支払いで利用されていますお客さま（486 社）
　　常陽銀行にて手形・小切手を受け取りで利用されていますお客さま（444 社）
実 施 日：2025 年 7 月 4 日（金）～2025 年 8 月 15 日（金）
集計方法：常陽銀行営業店がとりまとめ

＜手形・小切手を支払いで利用されていますお客さま＞

■ 9 割超のお客さまが 2026 年 3 月をもって、手形・小切手の振出しを完全にやめると回答しました。

■ 移行する電子決済取引は「でんさい」（株式会社全銀電子債権ネットワークが取り扱う電子記録債権）やインターネットバンキングによる「振込」が多く、現時点で未定と回答したお客さまは９％でした。

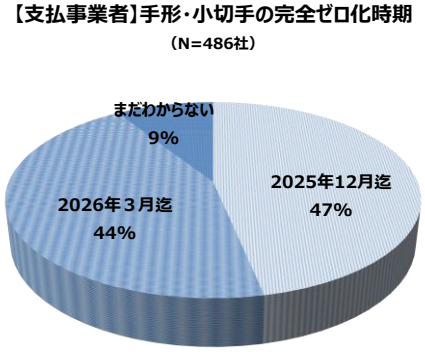

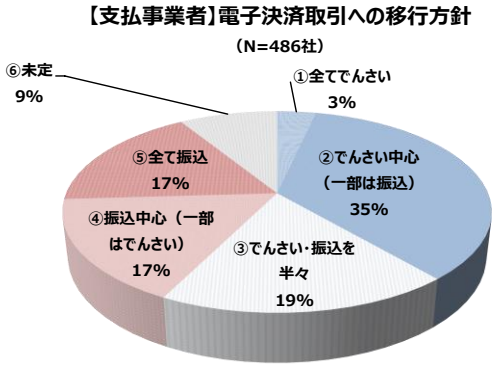

＜手形・小切手を受け取りで利用されていますお客さま＞

■ 手形・小切手を受け取られるお客さまの 47%が、既に支払企業側に対し、電子決済取引への移行を打診していました。また、常陽銀行が 7 月 4 日（金）にリリースした「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて」を受け、支払企業側へ電子決済取引への移行を打診する方針を示したお客さまは 13%でした。

■ 一方、35%のお客さまが「相手の意向を待つ」と回答しており、「茨城県内 6 金融機関による手形・小切手の全面的な電子化に向けた推進」を通じて、茨城県内の電子決済取引の一層の普及に取り組んでまいります。

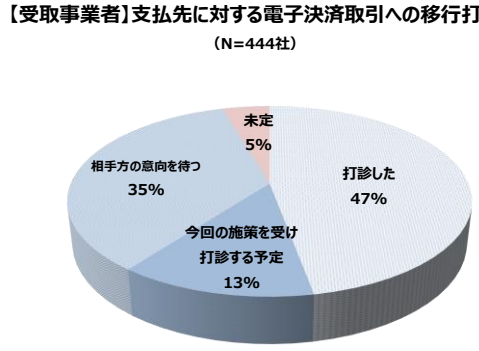

手形・小切手をご利用のお客さまへ

2026年度末をもって 手形・小切手の ご利用が廃止となります!!

政府は、2026年度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面電子化の方針を示しています。
電子化に向けた対応が遅れると、資金決済に支障が生じる恐れがあります。
紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行のご対応を、至急お願いいたします。

電子化しないと生じてしまう、3つの「ない」

取引先と決済できない！ ▶ 政府方針を受け、紙の手形・小切手をやめる企業が年々増えています。各事業者において「紙による取引方法の見直し」が迫られています。

手形・小切手を入手できない！ ▶ 手形帳・小切手帳の発行を終了する金融機関が増えています。今後、手形等を入手することができなくなる恐れがあります。

手形の代金取立を依頼できない！ ▶ 2027年4月以降を期日とする期日管理が伴う代金取立や他行を支払地とする手形・小切手等の入金を終了する金融機関が増えています。

いま着手すれば、十分間に合います！

裏面をご覧ください!

電子的決済サービス※で経理業務をもっとラクに！！

※紙の手形・小切手の代替手段となる、「でんさい」またはインターネットバンキングなどを利用した決済サービス

詳細につきましては、茨城県内のお取引のある金融機関にご相談ください。

常陽銀行　筑波銀行　水戸信用金庫
結城信用金庫　茨城県信用組合　JAバンク茨城

電子的決済サービスのご案内

株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称:でんさいネット※）が取り扱う電子記録債権です。

※でんさいネットは一般社団法人全国銀行協会の100%出資子会社です。

でんさいのご利用で 支払企業にも、受取企業にもメリットが！

支払企業

コスト削減
手形と異なり、印紙税は課税されません。
郵送料や手形用紙代もかかりません。

事務負荷軽減
手形の振出し作業や郵送作業など、
支払に関する面倒な事務負荷が軽減されます。

リスク低減
現物がないため、紛失や盗難の心配がなく、
災害にも強いです。

受取企業

コスト削減
領収書に係る印紙税は課税されません。
また、郵送料や取立手数料もかかりません。

事務負荷軽減
領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼事務などは
不要です。

リスク低減
現物がないため、紛失や盗難の心配がなく、
取立忘れもなくなります。

資金繰りの円滑化
支払期日に自動入金されます。
また、必要な分だけ分割して利用ができます。

さらに…

テレワークでも利用可能
非対面・非接触での決済取引が可能で、取引先・金融機関・郵便局等に行く必要がありません。

でんさいで支払いたい 支払利用の流れ

利用の検討
- でんさいに切り替えた際のコストメリット※を試算する
- 支払条件等を検討する
- 社内事務・会計システムを確認する
- 利用について社内決定をする

※金融機関によって手数料は異なります。

手形からでんさいに切り替えた際のコスト比較を試算できます。

取引先への案内
- 取引先にでんさい切替の案内状を発送する
- 取引先からの回答を取りまとめる

利用準備
- 取引金融機関とでんさいの利用契約を行う
- でんさいを取り扱う権限者等を設定する
- 社内事務・会計システムの整備を行う

支払開始
- 本格的にでんさいでの支払を開始する前に親密先数社で利用してみる

STEP 1 / STEP 2 / STEP 3 / STEP 4

でんさいで受け取りたい 受取利用の流れ

案内状が届く
- 取引先からの案内状で手形からでんさいへの支払方法変更の内容であることを確認する

利用の検討
- でんさいに切り替えた際のコストメリットを試算する
- 社内事務・会計システムを確認する
- 利用について社内決定をする

手形からでんさいに切り替えた際のコスト比較を試算できます。

でんさい契約・回答
- 取引金融機関とでんさいの利用契約を行う
- 取引先に回答書を返送する

利用準備・受取開始
- でんさいを取り扱う権限者等を設定したのち、受取を開始する

「でんさい」またはインターネットバンキングによるお振込など、お手続き上、ご不明な点がございましたら、お気軽に茨城県内のお取引金融機関へご相談ください。

手形・小切手 電子化宣言

地域社会での手形・小切手から電子決済への切り替えは、1社の取り組みだけでは実現できません。
電子決済が地域全体に浸透し広まるように、さまざまな組織が「電子化宣言」を行うことで、地域全体の相乗効果を高めていきます。